

ちば千産技術について

令和 7 年 8 月 20 日

県土整備部技術管理課

第 1 目的

この制度は、千葉県が発注する公共工事等において、県内の建設関連企業等（以下「建設関連企業等」という。）の技術力や開発意欲の向上のため、公共工事等で活用可能な新技術・新工法を「ちば千産技術」として広く情報発信し、その活用や普及の促進を目的とします。

第 2 「ちば千産技術」の定義

この制度で「ちば千産技術」とは、従来技術より活用効果の高い材料、製品、工法等で、実用化されている以下に該当するものとします。

次の全ての条件を満たすもの。

- (1) 県内に本社又は自社工場のある建設関連企業等（協会、組合等を含む）が、中心となって開発した土木分野などの技術（共同開発等の場合は提案企業が中心となって開発したことを証明すること、また、自社工場の場合は自社工場で生産したことを証明すること）
- (2) 公共工事等で活用可能な技術
- (3) 土木工事共通仕様書等、各種基準を踏まえ導入が可能なもの
- (4) 技術内容の公表に異存がないこと
- (5) 技術に係る特許権等の権利について問題が生じないこと

第 3 ちば千産技術の制度

ちば千産技術の基本的考え方と今後の進め方

- (1) 提出資料に基づき確認を行い、千葉県ホームページに掲載します。
- (2) ちば千産技術・新技術発表会（建設業団体会員・建設コンサルタント、県及び市町村職員などを対象とする土木技術講習会）、ちば千産技術展示会等で広く一般に周知します。
- (3) 活用された新技術の活用調査を行い、その結果を「ちば千産技術事例集」としてとりまとめ広く一般に周知を図ります。

第4 ちば千産技術の提案

- (1)ちば千産技術の提案を行う者（以下「提案者」という。）は、別に定める提案書及び添付書類（以下「提案書類」という。）を技術管理課に提出することとします。（提案書類の電子データについても提出すること）
- (2)提出後、提案内容に関しヒアリングを行い、審査の上、結果をお知らせします。なおヒアリングは面談形式での実施を基本としますが、必要に応じて、電子メール又は電話でも実施する場合があります。

第5 事業の実施

新技術を使用する場合は、千葉県県土整備部技術活用検討委員会の活用等、選定のための事務手続の前に各事業主管課と発注者で協議を行います。

第6 ちば千産技術の活用状況の報告

(1)活用状況の報告

ちば千産技術が公共工事に活用された開発者等は、活用後の有効性等のフォローアップを行い、別に定める様式に記載し発注機関の確認をとり、技術管理課へ提出することとします。

(2)活用状況の公表・普及啓発

提出された資料については、「ちば千産技術事例集」としてとりまとめの上、千葉県ホームページに掲載する等、広く普及啓発活動を行います。

(3)その他

- ア 提案に係る資料作成、提出に要する費用は応募者の負担とします。
- イ 提案時提出資料は、公表資料・技術の確認以外に無断で使用することはありません。
- ウ 提案時提出資料の返却はしません。
- エ 受付・書類確認の過程で、応募技術に関する追加資料の提出等を求める場合があります。
また、原則としてヒアリングを行います。
- オ 工事の実施に当たり、工事発注等で技術に関する詳細な技術資料の提供を依頼する場合があります。

第7 ちば千産技術の掲載期限、抹消等

(1) ちば千産技術の掲載期限は以下に定めるとおりとします。

ア ちば千産技術の掲載期限は、掲載した日の翌年度の4月1日（以下「掲載基準日」という。）から起算して5年を経過した日までとします。

イ ちば千産技術に一度掲載した技術について、再度の掲載はいたしません。

(2) 掲載情報の抹消等

ア ちば千産技術の掲載期間が終了したときは、掲載情報を削除します。その場合、当該技術の提案者に通知は行いません。

イ 以下のいずれかに該当する場合は、その事実が判明した時点で掲載している当該技術の情報の公開を中止します。

(ア) 掲載技術を活用した工事等で事故又は不具合などが生じた場合において当該技術が原因と認められたとき

(イ) 掲載技術提案者が、正当な理由が無く活用調査等に協力しない場合等、不誠実な行為を行ったとき

(ウ) 提案書類等の内容に虚偽、誇大表示又は他の技術の中傷表示が認められたとき

(エ) 掲載技術に関して、法律に基づく処罰等を受けたとき、又は係争が生じたとき

(オ) 掲載技術提案者がこの「ちば千産技術について」及び別に定める基準等に違反したとき

(カ) その他千葉県が必要と認めたとき

ウ 次のいずれかに該当する場合は、当該技術の掲載を抹消します。

その場合、(ア)から(エ)までに該当するときは、当該技術の提案者に書面をもってその旨を通知し、(オ)に該当するときは、当該技術の提案者への通知は行いません。

(ア) 掲載技術提案者が書面で掲載の抹消を申し出たとき

(イ) 本社及び自社工場が県内から移転したとき

(ウ) (2)イにおける(ア)から(オ)に該当する場合において、その事情や状況等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質又は他への影響が重大であると判断したとき

(エ) その他必要と認めたとき

(オ) 千葉県が提案書類に記載された連絡先に連絡が取れないことを確認した日から3ヶ月以内に、提案者から連絡先変更の申出がないとき

第8 責任の所在

- (1) 本制度は、千葉県におけるちば千産技術の活用と普及を促進するため、千葉県ホームページ等に掲載等を行う制度であり、千葉県が内容に関する認証を行うものではありません。
- (2) 本制度の掲載に伴う苦情、紛争等への対応は掲載技術提案者が行うものであり、千葉県に責任はありません。
- (3) 掲載技術提案者は、実施に当たり発注者又は施工者から安全な施工及び品質の確保等に関する協力の依頼を受けた場合は、技術情報の提供、施工等に係る助言又は技術者の派遣による指導等の協力をお願いします。
- (4) 掲載技術提案者は、千葉県等が発注する工事等で、掲載技術の活用等により不具合等が生じた場合は、掲載技術提案者の負担により不具合等の修復を行わなければなりません。
- (5) 掲載技術提案者は、千葉県等が発注する工事等で、(4)の修復ができない場合は、掲載技術提案者の負担により発注者又は当該工事等の施工者が指示する方法で修復を行わなければなりません。
- (6) 掲載技術提案者は、千葉県等が発注する工事等で、掲載技術の活用等により生じた一般的損害、第三者に及ぼした損害及び契約不適合に係る責任を負うものとします。